

地域型保育事業 設置者 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

公定価格における「土曜日に閉所する場合の減算調整」について

日頃から、本市の教育・保育行政にご協力をいただきありがとうございます。

公定価格の「土曜日に閉所する場合の減算調整」の取り扱いについては、令和 2 年 3 月 16 日付こ保運第 4134 号「公定価格における「土曜日に閉所する場合の減算調整」の見直しに伴う対応について（通知）」においてご案内しておりますが、今般、国から新たに考え方が示された内容を追加し、次のとおり改めて周知します。今後は、本通知に基づきご対応いただきますようお願いいたします。なお、3 月の通知時点から 制度内容の変更はありません。

1 「土曜日に閉所する場合の減算調整の見直し」の概要

内閣府が示している「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（以下、「留意事項通知」といいます。）、「令和 2 年度公定価格単価表」及び関連説明資料によると、減算調整の対象となる施設の要件及び公定価格の取り扱いは、次のとおりとなります。

（1）減算調整の対象となる施設の要件＜小規模保育事業 A 型の例＞（留意事項通知より抜粋）

事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日（国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。）に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設に適用する。

また、開所していても保育の提供をしていない場合は、閉所しているものとして取り扱うこと。

なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、事業所を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。

（2）公定価格の取り扱い

その月の土曜日に閉所する日数に応じて設定されている割合により、段階的に減算されます。また、開所していても保育の提供がない場合には、閉所しているものとして取り扱います。

※当月 1 日時点の状況（予定）により判断します。実際の実施状況（実績）によるものではありません。

ア 公定価格が減算とならないケース

土曜日に 11 時間の開所を届け出たうえで、当該月の全ての土曜日に保育の利用希望があり、保育を提供^(注)している場合

イ 公定価格が減算となるケース（※段階的に減算される場合を含む）

（ア）土曜日に11時間以上の開所をする旨を届け出ていない場合

「全ての土曜日を閉所する場合」に該当し、減算されます。

（イ）土曜日に11時間以上の開所をする旨の届出をしているが、当該月の全ての土曜日に保育の利用希望がなく、保育を提供していない場合（開所・閉所を問わず）

「全ての土曜日を閉所する場合」に該当し、減算されます。

（ウ）土曜日に11時間以上の開所をする旨の届出をしているが、当該月の土曜日で、保育の利用希望があつて保育を提供^{（注）}している日と、保育の利用希望がなく保育を提供しない日が混在する場合

「保育の利用希望が無く保育を提供しない日」については、開所・閉所を問わず、「閉所」扱いとなり、閉所日数に応じ減算されます。

（注）「利用者のニーズに合わせ土曜日において必要とされる時間のみ開所し保育を提供する場合」を含む

※調整率について＜小規模保育事業A型の例＞

閉所日数（当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。）に応じた調整率

月に1日土曜日を閉所する場合 2/100 月に2日土曜日を閉所する場合 3/100

月に3日土曜日を閉所する場合 5/100 全ての土曜日を閉所する場合 6/100

（家庭的保育事業は、閉所日数（当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう）に応じて定められた額の減額となります。）

2 開所時間中の職員配置について

次のア・イの場合については、職員の配置を求めないものとします。

ア 全ての子どもが降園した後など、子どもが0人となった場合

イ 保育の利用希望が無く保育を提供する必要がない日（※ただし、開所・閉所を問わず、「閉所」扱いとなり、閉所日数に応じ公定価格が減算されます。）

子どもがいる時点で、職員配置基準を満たす体制がとれるよう、事前に連絡体制等の確立をお願いします。施設内での連絡要員の配置は求めませんが、配置しない場合は、確実に連絡が取れる連絡先を保護者等へ明示してください。

また、子どもの登園前の時間帯などは、原則として受入可能な体制をとっていただくようお願いいたします。

※ 利用希望があれば、必ず対応することが前提となります。体制が整わないことを理由に受入を断ることはできません。

※ 一時預かりや園庭解放等の子育て支援事業を実施している場合は、在籍児童の利用希望がなくても、それらの事業を実施できるよう配慮が必要です。

3 その他

(1) 土曜日の開所時間について

2・3号認定子どもを受け入れる施設の土曜日の開所時間の考え方については、従来通りとします。なお、現在の開所時間を変更する場合についても、従来通り、事前に「横浜市延長保育事業実施（変更）届」を各区こども家庭支援課へ提出してください。

(2) 土曜日の共同保育について

土曜日の共同保育については、他の特定教育・保育施設等と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこととされています。ただし、「保育の利用希望が無く保育を提供しない日」については、開所・閉所を問わず、「閉所」扱いとなり、閉所日数に応じ公定価格が減算されます。

【以下、国から新たに示された内容】

土曜日に閉所する場合の調整は、原則として、開所していても保育を提供していない場合（自園の子どもがいない状態）に適用されます。共同保育であっても、自園の子どもに対し保育の提供が行われていない場合は、同様に閉所しているものとして取り扱われます。

例えば、土曜日にA園とB園との共同保育を、A園で実施したが、B園の在籍児しか利用がなかった場合は、A園は閉所、B園は開所と取り扱われます。

担当：保育・教育運営課 運営指導係
電話 671-3564